

## 専決処分報告（損害賠償及び和解）

令和2年（2020年）11月27日提出

札幌市長 秋 元 克 広

市長において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

## 記

本市は、本市の業務に関して発生した事故14件について、次のとおり損害賠償の額を定め、和解する。

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
1	令和2年8月11日 札幌市豊平区在住者	令和2年6月23日、札幌市豊平区月寒東1条11丁目において、市立小学校の敷地内に駐車中の相手方の自動車が、当該敷地の草刈り作業中に飛散した小石により損傷したもの	57,255円
2	令和2年8月18日 札幌市東区在住者	令和2年7月15日、札幌市東区北30条東20丁目において、相手方の住宅の網戸が、市立中学校の部活動中に敷地から飛び出たボールにより損傷したもの	28,600円
3	令和2年8月19日 札幌市北区 株式会社佐々木農産	令和2年6月19日、札幌市北区西茨戸において、作業中の相手方の農業機械が、本市が設置したトラロープを巻き込み、当該農業機械が損傷したもの	749,298円

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
4	令和2年8月25日 札幌市白石区 株式会社工藤基礎工業	令和2年4月27日、札幌市南区石山2条2丁目において、本市の塵芥車と停車中の相手方の自動車 <sup>じんがい</sup> が接触し、当該自動車が損傷したもの	7,370円
5	令和2年8月28日 札幌市西区在住者	令和2年7月14日、札幌市西区八軒6条東1丁目において、市立小学校の敷地内の樹木の枝が、相手方の住宅の網戸に接触し、当該網戸が損傷したもの	3,740円
6	令和2年9月7日 札幌市北区 株式会社総建機興	令和2年7月14日、札幌市北区太平8条4丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、歩道の縁石から露出した鉄筋により損傷したもの	63,459円
7	令和2年9月10日 札幌市西区在住者	令和2年7月29日、札幌市中央区北5条西8丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自転車 <sup>じてん</sup> が、当該道路上の穴により損傷したもの	615円
8	令和2年9月11日 札幌市中央区在住者	令和2年8月7日、札幌市中央区北3条西16丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、街路樹の枝の落下により損傷したもの	10,065円
9	令和2年9月16日 札幌市南区在住者	平成30年8月8日、札幌市南区藤野3条7丁目において、本市が管理する排水溝のコンクリート製の蓋に足を乗せた相手方が、当該蓋の落下により転倒し、負傷したもの	826,840円
10	令和2年9月28日 札幌市厚別区在住者	令和2年7月8日、札幌市厚別区大谷地東4丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの	14,000円

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
11	令和2年10月3日 札幌市豊平区 道路工業株式会社 札幌営業所	令和2年9月14日、札幌市南区 簾舞2条5丁目において、本市の 塵芥車が、相手方所有の看板に接 触し、当該看板が損傷したもの	33,000円
12	令和2年10月7日 札幌市豊平区在住 者	令和2年9月18日、札幌市南区 川沿3条4丁目において、本市の 塵芥車が、停車中の相手方の自動 車に接触し、当該自動車に損傷し たもの	120,120円
13	令和2年10月8日 札幌市手稲区在住 者	令和2年9月4日、札幌市手稲 区稲穂4条2丁目において、本市 が管理する河川区域内の樹木の枝 が、相手方のテレビアンテナに接 触し、当該テレビアンテナが損傷 したもの	15,400円
14	令和2年10月26日 札幌市東区 ダイワスポーツ株 式会社	令和2年7月22日、札幌市豊平 区月寒東1条11丁目において、市 立小学校の敷地内に入ろうとした 相手方の自動車が、当該敷地内の 跳ね上がったグレーチングにより 損傷したもの	52,965円